塩尻市建設工事等競争入札心得

令和８年１１月１日適用

（総則）

第１条　塩尻市において行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）及び随意契約をしようとする者は、塩尻市財務規則（昭和５５年塩尻市規則第９号）のほか、電子入札システムにより入札を行う案件（以下、「電子入札案件」という。）にあっては塩尻市電子入札実施要領、本市が示した設計図書、仕様書、建設工事請負契約書（案）、業務委託契約書（案）又は物品契約書（案）、この入札心得及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。

（入札保証金の納付）

第２条　入札保証金の納付は原則として免除する。ただし、次に該当する場合は見積もった総価の 100 分の５に相当する金額を納付しなければならない。

(1)　落札候補者として決定された者が、入札参加資格要件審査書類を提出しなかったとき

(2)　落札者として決定された者が、契約を締結しないとき

(3)　低入札価格調査に係る調査書類等、発注者が求める入札条件を確認する帳票類を提出しなかったとき

（入札の方法）

第３条　入札参加者は、別に定める入札書に必要な事項を記入し、記名押印の上、これを入札日時までに、入札場所に直接提出しなければならない。ただし、電子入札案件にあっては、塩尻市電子入札実施要領に定めるところによる。

２　前項の規定にかかわらず、書留郵便等による入札は、入札通知書において認める場合のみとする。

３　書留郵便等により提出された入札書は、入札日の前日までに到着しないときは無効とする。

４　書留郵便等による入札の場合、当該入札の入札回数の条件にかかわらず、入札できる回数は１回とする。

５　入札時の質疑応答は行わないため、入札日の４日前までに質問すること。

６　入札参加者が、代理人をして入札させるときは、入札執行時に委任状を予算執行者等に提出して確認を受けなければならない。

７　入札参加者又は前項の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

８　一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

９　入札は、入札通知書において単価によるべきことを示した場合を除き、総価により行うものとする。

10　入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積も

った総価の 110分の100に相当する金額を入札書に記載し、かつ、入札に付する事項ごとに作成しなければならない。

（公正な入札の確保）

第４条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

（入札の辞退）

第５条　入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２　入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出なければならない。

(1)　入札執行前にあっては、入札辞退届を予算執行者等に提出し、又は郵送して行う。ただし、郵送による場合は、入札日の前日までに到着するものに限る。

(2)　入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札場所に直接提出して行う。

３　前２項に関わらず、電子入札案件にあっては、塩尻市電子入札実施要領に定めるところによる。

４　入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札の取りやめ等）

第６条　予算執行者等は、入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

２　競争入札の入札参加者が１者だけの場合は、その競争を中止することがある。

３　天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を中止することがある。

４　前各号に該当する場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、市は、損害賠償の責を負わないものとする。

（入札の無効）

第７条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)　入札に参加する資格のない者のした入札

(2)　同一人が入札した２以上の入札

(3)　連合等の不正行為によりした入札

(4)　入札書に記名、押印のないとき又は記載事項の確認ができない入札
(5)　金額等記載事項が訂正又は書き換えられている入札
(6)　入札参加者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねた入札
(7)　工事費内訳書の提出を要するものにあっては、これを提出しない者のした入札又は工事費内訳書に記載すべき事項の記載がない入札
(8)　前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

（開札）
第８条　開札は、入札場所において、入札終了後直ちに行う。
２　入札参加者は、前項の開札に立ち会わなければならない。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、予算執行者等は、当該入札に関係のない本市職員を立ち会わせるものとする。
３　前項の規定にかかわらず、電子入札案件は、入札参加者及び当該入札に関係のない本市職員を立ち会わせないことができるものとする。
４　開札の結果は、契約の目的に応じて、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の金額のみを読みあげるものとする。

（再度入札）
第９条　開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに当初の入札をした者のうち現に開札場所にとどまっている者により再度の入札を行う。
２　再度入札は、１回を限度とする。
３　再度の入札に付し落札者（簡易型一般競争入札の場合は「落札候補者」という。）がないときは、最高又は最低の金額の入札参加者と随意契約のための見積りに移行することができる。この場合の見積回数は、２回を限度とする。

（随意契約）
第10条　随意契約のための見積りは、４回を限度とする。
２　前条第３項及び前項の見積りは、別に定める見積書により行う。この場合においては、第３条第１項、第６項、第８項から第10項までの規定を準用する。

（落札者の決定等）
第11条　入札を行った者のうち、契約の目的に応じて、予定価格の制限の範囲内で、最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、あらかじめ最低制限価格又は失格基準価格を設けてある場合は、最低制限価格又は失格基準価格以上でなければならない。
２　落札となるべき同価格の入札をした者が２名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者（簡易型一般競争入札の場合は「落札候補者」という。）を決定する。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かないものがあるときは、予

算執行者等は、その者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

3　随意契約に移行した場合において、見積りの結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積もった者を契約の相手方となるべき者と決定するものとする。

（契約保証金の納付）

第12条　落札者等は、契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の額に相当する次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

(1)　契約保証金の納付

(2)　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3)　契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(4)　契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5)　契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2　落札者等は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、落札者等は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3　落札者等が過去２年間に市又は国（公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有するもので、かつ、その者が、当該契約を確実に履行するものと予算執行者等が認めるときは契約保証金の納付を免除する。ただし、工事の請負契約にあっては、特別な場合を除き契約金額が1,000万円未満の請負契約に適用し、建設コンサルタント等の業務委託契約にあっては、特別な場合を除き契約金額が500万円未満の委託契約に適用する。

（契約の締結）

第13条　落札者等は、落札決定の日から５日以内（塩尻市の休日を定める条例（平成元年条例30号）第１条に規定する休日にあたるとき、これらの日を除く。）に契約を締結しなければならない。ただし、市長が特に指示した場合を除く。また、特別の定めのある場合のほかは、契約の日を工期又は履行期間の初日とする。

2　落札者等が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、その落札決定は、その効力を失う。

3　契約書の作成を要しない契約の場合においては、落札者等は、速やかに請書等を提出しなければならない。

4　契約の締結に要する費用は、請負(受注)者の負担とする。

5　契約金額は、落札決定された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（単価契約の場合を除き、その金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てた後に得られる金額）とする。

（市議会の議決を要する契約）

第14条　予定価格が１億 5,000万円以上の工事又は製造の請負契約及び予定価格が2,000万円以上の不動産又は動産の買入れについては、市議会の議決を得た後に本契約を締結するものとする。この場合においては、市議会の議決を得た後に本契約を締結する旨を記載した仮契約書を取り交わすものとする。

２　前条第１項、第２項、第４項及び第５項の規定は、前項後段の仮契約書の締結について準用する。

（技術者の設置及び報告）

第15条　建設工事の請負契約に係る落札者等は、建設業法（昭和24年法律第100号）の定めるところにより、主任技術者又は監理技術者を置き、契約締結の際、書面により市長に報告しなければならない。

（異議の申立）

第16条　入札参加者は、入札後、この心得、設計図書、仕様書、契約書（案）及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。